

# SDGs宣言はじまる！

静岡市内の事業所・団体のみなさま

SDGs宣言 しませんか？



届出期間

令和元年10月15日～ 随時受付

(ただし、特定のイベント等への参加を希望する場合は、期限内の届出が条件となります)

届出方法等、詳しくは裏面の実施要領を参照してください

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
世界を変えるための17の目標



## SDGsとは

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)は、2015年に国連で採択された、持続可能な国際社会実現に向けた目標です。政府や自治体だけでなく、民間企業においても取組の機運が高まっています。

企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、**SDGs**の活用が注目を集めています。

企業イメージの向上

社会課題への対応

生存戦略につながる

新たな事業機会の創出

問い合わせ先

静岡市企画局企画課 地方創生推進係

☎ 054-221-1022

# 令和元年度 SDG s 宣言実施要領

- 1 目的 ①市内の事業所・団体等によるSDG s活動を促進すること。  
②優良事例の発掘と横展開を図ること。  
③市内のSDG sの取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信すること。
- 2 資格 以下の①～③の全てを満たす事業所・団体等  
①市内に本店、支店又は営業所等を有する企業、法人、団体、個人事業主、教育機関等であること。  
②暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。  
③SDG sを積極的に推進していること。
  - ・小学校から高校までは学校単位で届け出ることができます。
  - ・大学は学部単位又は部活・サークル単位で届け出ることができます。
  - ・市内に複数の支店を有する企業は支店ごとに届け出ることができます。（本社が全支店をまとめて届け出ることでもできます。）
  - ・78の連合自治組織も届け出ることができます。
- 3 宣言後の取扱い
  - ・宣言登録証を交付します。
  - ・毎年1月～2月末に、目標に対する実績と次年度の目標を報告していただきます（ただし、初回の宣言届出から6か月に満たない場合を除きます。）。
  - ・宣言事業所・団体等の一覧を静岡市ホームページ上で公表します。
  - ・令和2年1月に開催予定を予定している市内学生との交流会に参加することができます（ただし、応募者多数の場合は選考となります。）。
  - ・選定された優良事例については、令和2年1月26日（日）に開催予定の「（仮称）静岡市SDG sシンポジウム」で取組を発表できます。
  - ・静岡市が参加する各種会議等で、先進企業等による取組としてその内容を積極的に情報発信します。（例：国連ニューヨーク本部SDG s推進会議での紹介）

- 4 届出期間 令和元年10月15日以降随時  
※令和元年11月30日までに宣言の提出があった事業所等は、令和2年1月26日（日）に開催予定の「（仮称）静岡市SDG sシンポジウム」で取組を発表する事業所等の候補となります。

- 5 届出方法 静岡市ホームページに掲載の所定様式に必要事項を記載の上、①または②のいずれかの方法により届け出てください。
  - ①静岡市ホームページの届出フォームから届出
  - ②静岡市企画課（静岡庁舎新館9階）に持参  
静岡市ホームページ [https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000146.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000146.html)

## 6 令和元年度のスケジュール

10月15日～	宣言届出受付開始（11月30日までに宣言の届出があったものについて、交流会の参加及び取組発表の候補となります）
1月中旬	企業等・学生大交流会（予定）
1月26日（日）	（仮称）静岡市SDG sシンポジウムにおいて取組発表

- 7 問い合わせ先 静岡市企画局企画課 地方創生推進係  
電話 054-221-1022 E-mail [kikaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kikaku@city.shizuoka.lg.jp)  
※SDG s宣言に関するご質問は、上記アドレスにメールでお問い合わせください。